

銚子市地域包括支援センターの公募について(案)

1 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を担う機関です。

市では、平成28年10月1日から、市内3つの日常生活圏域に、委託型のセンターを1か所ずつ設置し、高齢者の支援・相談体制を強化しています。

現在の委託期間が今年度をもって、満了するため、令和8年度からセンターの設置及び運営を受託する法人を3つの日常生活圏域毎に、それぞれ1法人ずつ募集します。

2 業務内容

地域包括支援センターの事業は次のとおりです。各業務に関しては、国の定める地域支援事業実施要綱及び関係法令に基づくものとし、市が定める業務委託仕様書に従い実施することとします。なお、関係法令等の改正に伴う業務内容の変更等に対しては、協議により決定するものとします。

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- ① 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
（法第115条の45第1項第1号二）
- ② 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ③ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

(2) 包括的支援事業（社会保障充実分）※市と連携して事業を推進する。

- ① 在宅医療・介護連携推進事業に関する事業（法第115条の45第2項第4号）
- ② 生活支援体制整備事業に関する事業（法第115条の45第2項第5号）
- ③ 認知症施策総合推進事業に関する事業（法第115条の45第2項第6号）

(3) 地域ケア会議の実施（法第115条の48第1項）

(4) 指定介護予防支援事業に関する業務（法第8条の2第16項）

(5) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

(6) 地域支援事業の任意事業（法第115条の45第3項）

(7) 感染症や災害に備えた取組み

(8) その他仕様書で定める業務

3 人員体制

センターの運営には、次の各号に掲げる人員配置が必要となります。

(1) 包括的支援事業を適切に実施するため、次の職員を配置してください。

- ① 保健師その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名

④ アからウまでのいずれかの者 常勤かつ専従で1名

⑤ 事務職員 1名（非常勤・兼務を可とします。）

なお、①から④までの職員については、銚子市介護保険事業等運営協議会で必要と認められた場合は、常勤換算方法*によることを可能とします。なお、指定介護予防支援事業との兼務は可能です。

※センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務するべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法。

（2）指定介護予防支援事業所として、指定介護予防支援に関する知識を有する職員を必要数配置してください。（センター業務との兼務は可）

（3）センターに管理者を配置するものとし、管理者は（1）①から④までとの兼務を可とします。

【参考】資格要件等について

① 保健師その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「地域ケア、地域保健等に関する経験があり、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師」とされています。なお、この経験のある看護師には准看護師は含みません。

② 社会福祉士その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」とされています。

③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

1) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

2) センターが育成計画*を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

※育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告をすること。

（ア）主任介護支援専門員研修の受講予定日

（イ）助言を行う主任介護支援専門員の氏名（以下、「助言担当者」という。）

（ウ）助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

（エ）その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤の雇用形態は問わないものとし、当該機関には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 応募資格

当該事業を応募することができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、かつ、対象圏域内にセンターを設置することができ、次のいずれかに該当する法人とします。

- （1）介護保険法に基づく指定を受け、事業所を運営している法人
- （2）老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人
- （3）高齢者の保健福祉に係る業務経験がある法人で、医療法人、社会福祉法人、その他市長が適当と認める法人

6 選定について

選定に当たっては、提出された関係書類に基づき、圏域毎にプレゼンテーション等を行い、選定基準により評価し、候補者を選定します。

応募が1者のみの場合も、同様に評価を行い、候補者を選定します。

なお、評価の結果、合計点が6割に満たない場合は、候補者なしとします。

7 選定方法

市が設置する選定委員会が、選定基準に基づき審査を行う。候補者の選定に当たっては、提出された応募書類やプレゼンテーション等により、各委員が選定基準に基づき評価を行い、それを基に市が委託候補者として選定します。

8 今後のスケジュール

内 容	日 程
公示日（ホームページ掲載）	令和7年10月8日（水）
公募要項の配布	令和7年10月8日（水）から10月28日（火）まで
質疑受付	令和7年10月8日（水）から10月28日（火）まで
質疑回答	随時ホームページに掲載
公募説明会	令和7年10月14日（火）
応募書類の提出	令和7年10月31日（金）まで
プレゼンテーション	令和7年11月19日（水）
候補者の決定通知	令和7年12月頃
運営協議会への報告	令和8年2月頃
契約予定日	令和8年3月上旬
センター開設日	令和8年4月1日（水）

地域包括支援センターの人員基準の緩和について

1 改正の趣旨

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が令和6年3月29日付けで公布（令和6年4月1日施行）され、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたことから、本市においても令和7年3月18日付けで条例改正を行った。

2 改正の内容：人材確保が困難となっている現状を踏まえた職員配置の柔軟化

改正前	改正後
センター職員の員数 センターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これに準ずる者を含む）それぞれ各1人とされている。	センター職員の員数 ①原則 センターに置くべき、包括的支援事業等に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師等1人、社会福祉士等1人及び主任介護支援専門員等1人とされている。 ②複数のセンターの担当する区域の1号被保険者数を合算する場合 <u>運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに①に掲げる常勤の職員数を当該複数センターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとする。なお、この場合において、それぞれのセンターには常勤の保健師等、社会福祉士等又は主任介護支援専門員等を最低2人置く必要がある。</u>

センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点から、<u>常勤職員</u>を確保。	→委託法人が異なることから、情報共有は現行も出来ているが、相互支援体制を行うことは難しいと判断し、公募要項には反映していない。 ①又は②の場合において、センターには常勤の職員を置くこととしているが、<u>運営協議会が、第1号被保険者の数及びセンターの運営状況を勘案して必要であると認めるときには、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により①又は②に定める員数を満たす場合には非常勤の職員を置くことができる。（②のなお書きで最低2人置くこととされている人員についても同様である。）</u> →令和7年度銚子市地域包括支援センター業務委託法人公募要項にも追加。
---	--

令和7年度銚子市地域包括支援センター業務委託法人公募要項の変更点

人員体制

(1) 包括的支援事業を適切に実施するため、次の職員を配置してください。

- ① 保健師その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名
- ④ アからウまでのいずれかの者 常勤かつ専従で1名

変更点1：①から④までの職員については、銚子市介護保険事業等運営協議会で必要と認められた場合は、常勤換算方法※によることを可能とする。

変更点2：③主任介護支援専門員その他これに準ずる者を新たに追加

次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。
- 2) センターが育成計画※を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

※育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告をすること。

(ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日

(イ) 助言を行う主任介護支援専門員の氏名（以下、「助言担当者」という。）

(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

(エ) その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤の雇用態は問わないものとし、当該機関には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。